

第1 原判決の表示

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1

}	<input checked="" type="checkbox"/> 原判決 <input type="checkbox"/> 原判決中、控訴人 の敗訴部分	}	を取り消す
---	--	---	-------
- 2

}	<input type="checkbox"/> 被控訴人 の請求を棄却する。 <input checked="" type="checkbox"/> 被控訴人 は、控訴人 に対し、金107,102円を支払え。	}	
---	--	---	--
- 3 控訴費用は第1審、第2審とも被控訴人 の負担とする。
との判決（及び仮執行の宣言）を求める。

第3 控訴の理由

1 判決の「1 認定事実」について

以後、控訴人を原告、被控訴人を被告と称す。

(1)

「1 認定事実」(2)において、「本件担当者は、原告に対し、本件契約締結に先立ち、本件説明書及び本件料金表を交付した」と断定しているが、料金表は受け取っていないとする原告の主張の信憑性に一切疑問を抱く事なく、また、原告が指摘する被告の主張の矛盾について一切否定する事なく、原告が虚偽と主張する被告の相反する主張を一方的に認めている。これは明らかに不当な判断である。

この判断を行うには、原告が嘘付きで単なるクレーマーである事の根拠を示さなければならない。

(2)

この判断を取り消さない場合は、被告が組織的に、かつ、意図的に料金説明をせず、料金表を配布しなかったという客観的事実を、およそ2ヶ月の間を持って原告が証明する。具体的には、氏名・契約者番号・契約担当者名・契約時期・契約時の付属書類及び説明状況詳細について、被告と現在も契約している顧客に関する情報を10人以上を集める。駅前で署名の形で集める事も出来るし、マスコミの協力を得る事が出来れば少なくとも3桁のデータが集まる。これにより、複数の契約担当者の犯行である事が判明すれば、契約担当者個人の過失ではなく、組織的犯行である事が立証される。その証拠を突き付けられて困るのは被告側である。被告にはこの調査に同意するか、原告の主

張を事実と認めるのか、二者択一を要求する。

2 判決の「2 争点(1)」について

この判断は、原告が料金表を受け取った事が前提になっており、不当な判断である。

(1)

判決文(1)にて「契約締結に当たり、事業者が当事者間における契約内容を越えて、他社との契約との比較対照を行ってその結果を説明する義務を当然に負うものではない」とあるが、甲第10号証（電気事業法）に示す通り、被告は「料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない」「当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない」と義務を課されており、その料金の供給条件について、共に怠っているのは明らかである。

(2)

甲第11号証（電力の小売営業に関する指針）の4頁（1/5）には、「問題となる行為」として、「需要家の誤解を招く情報提供」が禁止されており、故意かどうかに関係無く、料金が高くなる可能性ある事が分かる説明や資料提示を一切行わないのは、当然ながら禁止行為に該当する。また、被告の子会社等による問題行為であっても、被告に指導・監督の責任がある事が明記されている。

同6頁（2/5）には、「契約に先だつて行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付」についての「問題となる行為」が記載されているが、「これらの説明義務及び書面交付義務は、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないうちに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から設けられたものである。」とあり、現にトラブルになっている訳であるから、供給条件に係る十分な説明が行われないうちは事実である。

同49・50頁（4/5・5/5）には、被告が「説明すべき事項」として、「・供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法」「料金の算定方法」が明記されているが、被告の契約書類にはこの項目が存在しておらず、説明もない。

(3)

原告の主張について補足すると、原告は被告の契約担当者が基本料金が安くなるという説明を受けて契約を決めたものであり、被告が提供するその他の付加サービスについて何かメリットを感じて契約したものではない。

被告は月額の基本料金が東京電力よりも270円安くなる事を説明した時点で、東京電力との料金比較のメリットによって契約を締結させようとしたのは明らかであり、電気料金が却って高くなる可能性が存在するのであれば、その説明をするのが被告の義務

であり、原告がその説明を受けたのに、料金が高くなる条件を理解せずに被告との契約に応じる事は有り得ない。

被告が提出した証拠物にもあるように、原告は国立大学の工学部を卒業している。二次曲線ですらない簡単な一次関数による損得の比較を、認知症でもない理系大学を卒業した人間が、説明を受けても理解出来ないとする根拠は存在しない。仮に原告が説明をろくに聞いていなかったのであれば、説明が終った事を確認しなかった被告側に責任がある。いずれにしても被告側が責任を逃れる事は不可能である。

(4)

判決文(2)は、原告が料金表を受け取った事が前提になっており、原告の主張を否定できる根拠が示されておらず、事実関係が曖昧なままである限り、不当な判断である。

3 判決の「3」について

原告の主張が認められない根拠が一切記載されておらず、不当な判断である。

4 類似の事件について

(1)

甲第12号証(特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令(6か月)及び指示について)が示すように、本年6月に東京電力が不正な契約を行っていた件について、消費者庁からの処分(業務停止命令)が行われている。この案件は、契約の勧誘が訪問ではなく電話であったという違いはあるものの、被告の契約手口と全く同じと言って良い事案である。

違法とされた根拠の1つは、4頁(2)ア『特定商取引法第21条第1項の規定により禁止される役務の対価につき不実のことを告げる行為、及び同条第2項の規定により禁止される役務の対価につき故意に事実を告げない行為をしている。』とある。

(2)

問題とされたのは、5頁(ウ)『一律に年間1,200円程度安くなる事実はないにもかかわらず、「年間1,224円の割引を付けられるんですね。」「従来プランと比べて、毎年1,200円お安くすることができます。」などと、あたかも、東電EPと本件電気小売供給契約及び本件ガス小売供給契約の両方をまとめて締結すれば、その電気料金が消費者が契約中の当該特定の事業者の電気料金と比較して一律に年間1,200円程度安くなるかのように告げている。』に加えて、5頁(エ)『実際には、電気の月間使用量が300kWhを超えると、東電EPの料金プランの電気及びガスの当該月の料金の総額の方が、消費者が契約中のある特定の事業者の料金プランの電気及びガスの当該月の料金の総額よりも高くなるのが一般的に起こるにもかかわらず、<中略

＞ 消費者が契約中の当該特定の事業者の電気及びガスの料金の総額よりも安くなる旨を強調して告げるのみで、故意に当該事実を告げていない。』という内容である。これを立場を逆にすれば、被告も全く同じ不正契約を行っていた事は明白である。この処分事実は、判決の争点(1)の根拠を否定するものであり、被告は正しい情報を顧客に説明する義務・責任がある事は明白である。

(3)

なお、東京電力がこの不正契約を始めた段階で、被告は既に契約数が電力の供給源界に近い顧客を獲得しており、苦情を受けた関係機関からの指導や、不正契約をしてまで顧客を獲得する必要性が無くなった等の理由で、ほぼ合法的な契約のみ行っているものと思われる。そのためもあってか、被告に対する処分は未だに行われていない。これにより、推定50万件以上の被害者が事実を知らずに放置され、被害は現在も拡大している事になる。

(4)

東京電力は、1頁中段に記載がある通り、問題のあった契約については契約の取り消し（損害分の補償？）に対応しているが、対する被告は、不正契約を徹底的に隠蔽し、被害者を放置する姿勢を貫いている。

5 当該同時期の被告の契約方法について

甲第13号証（電気シミュレーション結果）は、被告の別の顧客の契約に先立って行われた損得計算のシミュレーションであり、これを被告が作成し顧客に渡したものである。作成時期は原告との契約の1ヶ月程度後であり、月の利用電力は500kWh前後であり、原告のおよそ3倍である。

被告がこのシミュレーションを原告に対して行っていた場合は、損をしている事が明白であるため、万に一つも被告と契約する事はない。

この事実を元に推定すれば、顧客の電気使用量を元に、契約手順が2種類存在していた事は明らかであり、先に契約担当者に電気使用量を確認（前月の電気メーターを盗み見）させてから、契約手順を決めていたのは明らかである。原告に対しては、「故意に当該事実を告げていない」犯行は明白であり、初めから騙すつもりで契約を取りに来た事は疑いの余地が無い。

6 被告のその他の違法行為について

甲第11号証（電力の小売営業に関する指針）の40頁（3/5）には、「苦情・問合せへの対応に関し問題となる行為」として、「小売電気事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての需要家（小売供給を受けようとする

る者を含む。)からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない(電気事業法第2条の15)。小売電気事業者がこの苦情等の処理義務に違反することは問題となる。」との記載がある。

訴状「3. 事件の経緯」に記載のある通り、原告が最初に被告の窓口に対して料金についての苦情の電話をかけたのが2019年3月28日であり、5月24日付の請求書を被告本社へ送付するまでの約2ヶ月の間、何も対応が無いのは明らかに違法である。

5月24日(金)付の請求書(通常は翌日配達)を送付したにも関わらず、5月28日に再度苦情の電話をかけるまでの間、何も対応が無いのは違法性を疑われる。

5月28日(火)の電話の後、5月30日に被告責任者より連絡があり、その後の対応(連絡)自体は特に滞り無くなされたが、最終的に原告側の要求が無視されたため、本訴訟へと至っている。

被告の不正契約に関する対応の悪さは一貫しており、本訴訟への対応を見ても分かる通り、順法よりも、不正の隠蔽が最優先である事は明白である。

7 被告の登記証明について

控訴状には被告の登記証明書が必要とされているが、原告が法務省港出張所に問い合わせた情報によると、被告は8月20日(判決の翌日)から9月2日(控訴期限日)までの間、登記を更新中とし、登記証明書が取得出来ない状態にしている事が明らかになった。この時期に人事変更があるのは不自然であるし、一審判決では被告側が勝った訳であるから、役員処分がされるはずもない。どう考えても、わざと控訴を妨害しようとしているとしか考えられない。

このような姑息な手段を使ってまで事件のもみ消しに必至になっている被告の対応は末期的であり、呆れるばかりである。2週間も費やして、登記の何が変更になったのか、注目すべきであろう。

8 結語

原告の主張には、一切矛盾が存在しない。

追加の証拠を持って、被告の不正行為は確定しており、一審の判決は全て棄却されるべきであり、一審への差し戻しが妥当である。

被告は、誠実に過去の不正行為について反省し、速やかに被害者救済の準備を行うべきである。

当然ながら、巨悪は沙汰されるべきである。

以上

附 属 書 類

- 1 証拠説明書（甲第10号証～甲第13号証各号写し）
- ※ 被告の登記事項証明書は、控訴期限内に入手不可能のため、後日納付する。